

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 2 年 3 月 1 7 日付けの特別障害者手当資格喪失通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、特別障害者手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

請求人は、本件診断書の備考欄にあるとおり、背骨の手術後で、計測が十分出来ない状態でした。そして、請求人は、今年になって、要支援 1 の状態から要介護 2 と、さらに悪い状態になりました。

このような状態のため、請求人は、手当の再申請をしたところ、5 月に再認定されています。

令和 2 年 5 月にもらえるはずの手当 8 1, 6 0 0 円は、もらえ

ると思います。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年3月8日	諮問
令和3年4月26日	審議（第54回第4部会）
令和3年5月24日	審議（第55回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 法26条の2は、市長（特別区においては区長。以下同じ）は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下「手当」という。）を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者について、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」としている。

そして、法施行令（以下「令」という。）1条2項は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

ア 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が令別表第二（別紙2）各号の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一つに該当するもの（令1条2項1号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（令別表第二各号の一つに該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（令1条2項2号）

ウ 身体機能の障害等が令別表第一（別紙2）各号（10号を除く。）の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（令1条2項3号）

(2) 法26条の5において準用する法5条の2第1項は、手当の支給は、受給資格者が法5条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した月で終わるとしている。

そして、法に基づく特別児童扶養手当においては、有期認定の期限前に診断書が提出された場合について、受給資格がないと判断されたときは、診断書作成日をもって受給資格を喪失させるとしている（「特別児童扶養手当に関する疑義について」

（平成28年6月15日付障企発0615第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）第4・問2・答）ところ、手当は、特別児童扶養手当とともに法を支給の根拠としているものであり、特別児童扶養手当に係る解釈取扱いは、手当の取扱いにおいても適用されるものと解される。

- (3) 法 26 条の 5 において準用する法 19 条は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。

また、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）16 条において準用する省令 11 条は、市長は、手当の支給を受けている者の受給資格が消滅したときは、その者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

- (4) また、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和 60 年 12 月 28 日付社更第 162 号各都道府県知事宛厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）によれば、令 1 条 2 項 1 号ないし 3 号のいずれかに該当する障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととしている（認定基準第一・3）。

なお、認定基準第一・7 によれば、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会することとされている。

したがって、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分に取り消理由があるとすることはできない。

- (5) 認定基準は、令 1 条 2 項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり（認定基準第一・1）、具体的には以下のとおりである。

ア 令 1 条 2 項 1 号に該当する障害の程度とは、令別表第二各号に掲げる障害が重複するものとされている（認定基準第三・1・柱書）。

なお、精神の障害については、認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定するとされている（認定基準第三・1・(8)・ア・(ク)）。

イ 令1条2項2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとされている。

(ア) 令別表第二第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、別紙3に掲げる身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）

(イ) 令別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（認定基準第三・2・(2)）

ウ 令1条2項3号に該当する障害の程度とは、令別表第一のうち次のいずれかに該当するものとされている。

(ア) 第二障害児福祉手当の個別基準の4（内部障害）又は5（その他の疾患）に該当する障害を有するものであって、第三の1の(7)のウの安静度表の1度（絶対安静）に該当する状態を有するもの（認定基準第三・3・(1)）。

(イ) 第二障害児福祉手当の個別基準の6（精神の障害）に該当する障害を有するものであって、第三の1の(8)のエの「日常生活能力判定表」（別紙4）の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

(1) 請求人の障害について

本件診断書についてみると、本件診断書は「肢体不自由用」であり、「障害の原因となった傷病名」欄（別紙1・1）には「脳梗塞」と記載されていることから、請求人の障害については、肢体不自由であることが認められる。なお、本件診断書には、その他障害を窺わせる記載はない。

そして、現症欄（別紙1・6）及び補助用具使用状況欄（別紙1・7）はいずれも記載がないものの、日常生活動作の障害程度欄（別紙1・8・(8)及び(9)）によれば、両手動作のかぶりシャツを着て脱ぐ及びワイシャツのボタンをとめるはいずれも△（ひとりでできてもうまくできない場合）とされ、また、戸外で歩く及び片足で立つは左右いずれも×（ひとりではまったくできない場合）とされていること、また、請求人については、東京都が発行した身体障害者手帳（総合等級2級：多発性脳梗塞による上肢機能障害【左上肢機能の軽度障害】7級、多発性脳梗塞による下肢機能障害【両下肢機能の著しい障害】2級）を有していることが認められる。

そうすると、請求人については、左上肢の軽度障害及び両下肢の機能の著しい障害を有するものであると認められる。

そこで、以下、請求人の肢体不自由の程度が、認定基準に照らして、令1条2項各号のいずれかに該当するかどうか、検討する。

(2) 令1条2項1号該当性について

ア 認定基準

(ア) 令別表第二第3号について

認定基準は、令別表第二第3号に該当する障害（両上肢の機能障害）について、「両上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度

の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいう。」としている（第三・1・(3)・ア）。また、「両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するものとは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の強直、瘢痕による指の埋没又は拘縮等により指があってもそれが無いのとほとんど同程度の機能障害があるものをいう。なお、この場合には日常生活において次のいずれの動作も行ふことができないものである。」とし、㊦タオルをしぼる（水を切れる程度）及び㊧とじひもを結ぶ（10秒以内に行う）の2つの動作を挙げる（第三・1・(3)・ウ）。

(イ) 令別表第二第4号について

認定基準は、令別表第二第4号に該当する障害（両下肢の機能障害）について、「両下肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいう。」とする（第三・1・(4)・ア）。

(ウ) 令別表第二第5号について

認定基準は、令別表第二第5号に該当する障害（体幹の機能障害）について、「ア 体幹の機能障害は、高度体幹麻痺等を後遺した脊髄性小児麻痺、脳性麻痺、脊髄損傷、強直性脊椎炎等によって生ずるが、これらの多くのものは障害が単に体幹のみならず四肢に及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。（以下略）」とし、「イ 座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、立ち上がることができないとは、臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができるものをいう。」とする（第三・1・(5)）。

イ 本件診断書の検討

(7) 令別表第二第3号該当性について

本件診断書の「関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）」欄（別紙1・6・(8)）には、両上肢の3大関節全ての関節可動域についての記載はない。しかし、「日常生活動作の障害程度」欄（別紙1・8・(3)及び(4)）には、「タオルを絞る（水をきれえる程度）」、「とじひもを結ぶ」のいずれも○（ひとりでもうまくできる場合）とされている。

したがって、両上肢に係る請求人の障害程度は、令別表第二第3号に該当しない。

(イ) 令別表第二第4号該当性について

本件診断書の「関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）」欄（別紙1・6・(8)）には、両下肢の3大関節全ての関節可動域についての記載はない。

しかしながら、請求人については、身体障害者手帳（総合等級 2 級：多発性脳梗塞による上肢機能障害【左上肢機能の軽度障害】 7 級、多発性脳梗塞による下肢機能障害【両下肢機能の著しい障害】 2 級）を有していることから、両下肢の機能の著しい障害を有するものであると認められるため、両下肢に係る請求人の障害程度は、令別表第二第 4 号に該当するものと認められる。

(ウ) 令別表第二第 5 号該当性について

本件診断書の「日常生活動作の障害程度」欄（別紙 1・8・(12)）においては、「すわる（正座・横すわり・あぐら・脚なげ出し）（このような姿勢を持続する）」は○（ひとりでもうまくできる場合）と記載されている。

したがって、体幹に係る請求人の障害程度は、令別表第二第 5 号に該当しない。

(エ) 小括

以上より、請求人の障害は、令別表第二のうち第 4 号にのみ該当すると考えられるから、同表のうち 2 つの障害を有することを要件とする令 1 条 2 項 1 号に該当するとは認められない。

(4) 令 1 条 2 項 2 号該当性について

ア 認定基準

(ア) 認定基準は、令 1 条 2 項 2 号に該当する障害程度については、①令別表第二第 1 号から 7 号までのいずれか 1 つの障害を有し、かつ、次表（別紙 4。以下「次表」という。）に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（第三・2・(1)）、又は②令別表第二第 3 号から 5 号までのいずれか 1 つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表（別紙 5）の日常生活動作能力

の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの
(この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである) (同(2)) とする。

(イ) 上記(3)・イ)のとおり、請求人の障害は令別表第二のうち、4号に該当すると認められることから、その他に次表に規定する障害を重複して有しているか、又は日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上になるかを検討する。

(ウ) なお、次表9号の「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」については、「室内においては、つえ、松葉づえその他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度又は片脚に起立保持が全く不可能な程度のものである。」(第三・2・(1)・ケ)とされているが、「体幹の機能障害は、(略)脳性麻痺、脊髄損傷、強直性脊椎炎等によって生ずるが、これらの多くのは障害が単に体幹のみならず四肢に及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害を想定して判定したものをいう。」とされ、「例えば脊髄損傷又は臀筋損傷で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として重複障害として認定することは適当ではない。」(第三・1・(5)・ア)とされている。

イ 本件診断書の検討

(ア) 次表6号ないし9号該当性について

本件診断書の「現症」欄(別紙1・6)及び「補助具使用状況」欄(別紙1・7)には、いずれも記載はない。

しかし、本件診断書の「日常生活動作の障害程度」欄

(別紙 1・8・(13)及び(14))によれば、日常生活動作評価表の判定項目のうち、「13 歩く 戸外(補装具等使用)」及び「14 片足で立つ」(左・右)は、いずれも×(ひとりでは全くできない場合)とあることから、次表9号の「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とも考えられるが、上記ア・(ウ)のとおり、体幹と下肢の重複障害として認定することは適当ではないとされていることから、次表6号ないし9号には該当しない。

(イ) 日常生活動作評価表に基づく判定について

本件診断書の「日常生活動作の障害程度」欄(別紙1・8)によれば、日常生活動作評価表の判定項目のうち、「14 片足で立つ」(左・右)はいずれも×(ひとりではまったくできない場合:2点)とされていることから、評価としては、「片足で立つ」については2点と認められる。

そして、「8 かぶりシャツを着て脱ぐ」及び「9 ワイシャツのボタンをとめる」はいずれも△(ひとりでもうまくできない場合:1点)とされていることから、評価としては、「かぶりシャツを着て脱ぐ」及び「ワイシャツのボタンをとめる」については、いずれも1点(計2点)と認められる。

また、「15 立ち上がる」、「16 階段をのぼる」及び「17 階段をおりる」は、いずれも○(ひとりのできる場合:0点)とされているが、いずれの動作も手すり使用とされていることから、評価としては、「立ち上がる」及び「階段の昇降」については、いずれも×(各2点、計4点)と認められる。

そして、その他の項目は全て○とされていることから、日常生活動作評価表に基づき、これらを総合して評価する

と、請求人の日常生活動作の障害程度はおおむね 8 点と解され、10 点以上とする上記（ア・(ア)②）には該当しない。

ウ 小括

以上から、請求人の有する障害は令 1 条 2 項 2 号（1・(1)・イ）には、該当しない。

(5) 令 1 条 2 項 3 号該当性について

ア 認定基準

認定基準は、令 1 条 2 項 3 号に該当する障害程度は、令別表第一のうち、①内部障害又はその他の疾患に該当する障害を有するものであって、結核の治療指針（昭和 38 年 6 月 7 日保発第 12 号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表の 1 度（絶対安静）に該当する状態を有するもの（第三・3・(1)）又は②精神障害に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(8)・エの日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが 14 点となるもの（第三・3・(2)）とする。

イ 本件診断書の検討

(ア) 請求人の障害については、結核の治療指針に掲げる安静度表の 1 度（絶対安静）に該当する状態に至っていないことから、上記ア・①には該当しない。

(イ) 本件診断書に記載された請求人の有する障害は、肢体不自由の障害であるから、上記ア・②にも該当しない。

ウ 小括

以上から、請求人の有する障害は、令 1 条 2 項 3 号（1・(1)・ウ）には該当しない。

(6) 総括

以上のとおり、請求人の障害程度は、令 1 条 2 項各号のいずれにも該当する程度に至っておらず、「政令で定める程度の著

しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法2条3項）に該当しないことから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということはできない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法、不当を主張する。

(1) しかし、本件処分は、上記（1・(4)）のとおり、本件診断書に基づきなされるものであり、本件診断書の記載内容からすれば、請求人の障害については、令1条2項各号に該当するに至っていないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(2) また、本件処分後に、改めて請求人から提出された診断書に基づき、処分庁から手当の認定を受けた事実があったとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

(3) ところで、処分庁は、本件処分通知書において、手当の受給資格がなくなった理由を「障害程度基準に該当しないため」と付記しているが、この文面だけでは、本件処分の理由について必ずしも明らかであるとまでは認められない。

しかし、処分庁は、本件処分通知書に添付する形で、手当の障害認定を審査する医師のコメントとして、「⑩日常生活動作が認定基準の障害程度に満たないため。」と記載した本件書面を送付していることが認められる。

これは、請求人の障害内容から、該当する可能性が最も高かったと考えられる判断項目について、特に抜粋して示したものと考えられ、また、請求人の障害程度の判断の全過程が上記2の長さに及ぶことや、認定基準は公表されていることを併せ考えると、このような形での本件処分の理由付記の補充は、一定

の有効性を有するものであると認められる。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1から別紙6まで(略)